

前橋市監査委員公表第16号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年1月27日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

農政部定期監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年12月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：農政課】</p> <p>1 債権管理事務について（指摘事項） ふれあい農園賃料に係る収入事務において、履行期限までに納入しない者に対し、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以内に督促状を発していないかった。前回の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 収納金の納付について（要望事項） 指定管理者に収納事務を委託している粕川農産物加工施設使用料において、仕様書では徴収した使用料は、指定管理者が速やかに指定金融機関等に納付することとしているが、利用者から徴収した使用料の納付が大幅に遅延しているものが散見された。所管課である農政課において、今年度改善要請を行っているが、再度、指定管理者に対し、仕様書にのっとり納付を行うよう指導し、適切な収納事務となるよう努められたい。また、次期の指定管理者の選定に当たっては、実態に則した仕様書となるよう検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：農村整備課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 農業集落排水処理施設乾燥汚泥・し渣運搬業務において、入札を総額で実施しているにもかかわらず、仕様書には単価を入札金額とする記載しかなく、入札書にもほとんどが入札金額に総額を記載していなかった。また、予定価格調書の備考欄には総額が記載されていたが、予定価格欄には単価が記載されているだけで、入札執行調書の予定価格欄にも総額の記載がなく、仕様書で規定した条件とは異なる条件で入札を執行していた。契約規則、役務等業務に係る契約事務取扱要</p>	<p>ふれあい農園賃料に係る収入事務については、次のとおり改善することを決定した。債権管理を徹底するため、債権者情報を一表にして納入状況を確認できるようにするとともに、履行期限を過ぎた場合は20日以内に督促状を発送する。また、財務規則、債権の管理に関する条例及び同施行規則に基づいて作成した共通マニュアルを再確認し、担当者等の引継ぎ時においても債権管理に漏れが無いよう事務マニュアルを変更する。</p> <p>指定管理者に対して、文書により改めて事務改善に向けた指導を行った。また、次期指定管理者選定にあたっては、金融機関が少ないなどの地域性や指定管理者の事務実態などに配慮し、仕様書の変更について検討を行うこととした。</p> <p>契約事務については、契約監理課と協議を行い、現行制度に即した契約とし、仕様書に総価に伴う入札の注意事項や落札者の決定方法の記載を行うこととした。また、入札方法の統一や入札内訳書の添付を行い、予定価格欄や入札執行調書には総価を記載するように改善した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>領及び役務等業務委託契約事務マニュアルにの っとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	

水道局定期監査結果に係る措置通知書

措置日 令和2年12月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：経営企画課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 上下水道料金収納帳票圧着処理業務、上下水道料金収納帳票印刷代行業務において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。 水道局契約規程第16条、水道局契約事務取扱要綱及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：水道整備課】</p> <p>1 現金取扱事務について（指摘事項） 行政情報複写実費徴収金に係る現金収納事務において、水道局会計規程第29条では、収納した現金は翌日までに経営企画課長へ引き継がなければならないと規定しているが、前回監査時と同様に遅延しているものが複数見受けられた。前回監査において、人員体制の見直しを要望事項としていたが、引き続き調定処理等は担当職員1名で行われており、複数人による事務処理体制が十分に機能しておらず、改善が不十分な状況であった。 また、前回監査の要望事項であった実費徴収金収納に係るつり銭準備資金において、つり銭準備資金の交付は受けていたが、つり銭準備資金が不足の際に、職員の個人的な金銭により対応しており、改善が不十分な状況であった。 現金取扱事務においては、複数人による事務処理体制を整備するとともに、公金の取扱いに係るつり銭準備資金については、必要な金額を用意し、公金と個人の金銭が混同することのないよう、水道局会計規程にのっとり改善されたい。</p> <p>2 緊急工事（修繕）の発注手続きについて（要望事項） 発注番号34で発注した漏水修繕ほか15修繕などの緊急工事（修繕）において、</p>	<p>予定価格調書の取扱いについては、規程及び要綱等にのっとり、秘密の保持を確保した事務処理を行うよう、課内に周知徹底するとともに、複数人での確認を行うことと改善した。</p> <p>行政情報複写実費徴収金に係る現金収納事務については、調定処理等を行う副担当者を配置するとともに、係内で事務研修を実施し、担当者が不在の場合でも、収納した現金を翌営業日までに経営企画課に引継げるよう事務処理体制を改善した。 また、実費徴収金収納に係るつり銭準備資金については、水道局会計規定第15条に基づき、経営企画課から交付された金額を1万円から2万円に増額し、つり銭準備資金が不足しないよう改善した。</p> <p>緊急工事（修繕）の発注手続きについては、水道局緊急工事事務処理要領で定められた様式</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>工事の発注をするに当たり、緊急工事事務処理要領第5条第1項及び第2項で定める緊急工事の施工及び発注について(伺)、緊急工事発注書などの起案に必要な書類が要領に定める様式と相違していた。</p> <p>緊急工事(修繕)の発注に当たっては、水道局緊急工事事務処理要領にのっとり定められた様式を用いるよう取り扱われたい。</p> <p>【下水道整備課】</p> <p>1 契約事務について(指摘事項)</p> <p>南橋地区 取付管新設工事(特第32号)ほか7工事において、少額工事(簡易工事)の施工及び契約についての起案に当たり、起案書に添付した設計内訳明細書で、工種を一式とした金額が、見積者から提出された見積書の見積額を転記した工事価格の記載となっていた。明細書に工種や数量、単価、金額などの設計内訳の明細は記載されておらず、発注すべき工事の内容が判別できないものであった。また、一式の内訳についても、その摘要欄に「別紙見積書のとおり」との記載となっており、発注者としての積算を行っていなかった。</p> <p>工事の発注に当たり、予定価格作成のための積算については、透明性・客観性・妥当性を確保することが求められていることから、設計内訳明細書の作成に当たっては、「群馬県県土整備部積算基準及び標準歩掛(土木編)」などの積算基準及び水道局少額工事事務処理要領にのっとり発注者として工事の施工に必要なとなる内訳を明記した設計内訳明細書を作成するよう改善されたい。</p> <p>【下水道施設課】</p> <p>1 契約事務について(指摘事項)</p> <p>(1) 契約書について</p> <p>水質浄化センターほか施設浚渫業務A-1において、契約金額が50万円を超えてい</p>	<p>を用いるため、様式の変更や業者への周知等の作業を進めており、来年度から改善することを決定した。</p> <p>少額工事(簡易工事)の施工及び契約の起案については、発注者として工事の施工に必要な内訳を明記した設計内訳明細書を作成するよう、令和3年2月から改善することを決定した。</p> <p>契約金額が50万円を超える業務の契約については、水道局契約規程第19条及び第20条にのっとり、業務委託契約書を作成することとして、来年度から改善することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>(2) 契約保証金について</p> <p>水質浄化センター施設見学案内業務において、契約書に契約保証金に関する事項が記載されていなかった。</p> <p>水道局契約規程第52条にのっとり適正に取り扱われたい。</p>	<p>業務の契約保証金については、水道局契約規程第52条にのっとり、契約書に契約保証金に関する事項を記載するように改善した。</p>